

南種子町農業委員会平成 26 年 7 月総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 7 月 15 日 午後 3 時 30 分から午後 4 時 26 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	
4. 欠席委員
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 22 年度第 5 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について
 - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 35 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について
 - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による解約について
 - 議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について
 - 議案第 6 号 南種子町農業委員会規程の一部改正について
 - 議案第 7 号 南種子町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要綱の一部改正について
 - 議案第 8 号 南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱の一部改正について
 - 議案第 9 号 農地基本台帳点検等実施規定の一部改正について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係	河野 裕太

7. 会議の概要

- 事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第36回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 9番、高田 照美委員。10番、石堂 かよ子委員を指名します。
- 議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
- 事務局 それでは別紙にて諸般の報告を報告いたします。6月16日、大久保農地組合運営委員会が19時30分から大久保公民館で開催され、係長、農地相談員が出席しております。内容につきましては、日本型直接支払制度(農地維持活動)、会員への農地貸借方法周知についてであります。6月20日、平成26年度農業者年金業務担当者会議が10時から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容につきましては、農業者年金の制度と実務(新・旧制度)であります。それと、平成26年度年金基金考査指導ということで、10月20日に南種子町に考査が入るといような状況であります。6月26日、種子屋久農協第8回通常総代会が9時30分から種子島こり～なで開催され、会長が出席しております。同日、県農業会議6月定例常任会議員会議が13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容につきましては、農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。6月27日、南種子町担い手育成総合支援協議会第1回幹事会が、10時から中央公民館で開催され、係長が出席しております。内容につきましては、農業経営改善計画認定申請書審査(認定農業者)であります。更新が10人、新規 5人、合計 15人です。6月30日、平成26年度県葉たばこ生産振興対策協議会熊毛地区指導班会総会が、16時から西之表市で開催され、局長が出席しております。同日、16時から種子島地区糖業振興会監査、農業委員会応接室で会長が監査をしております。内容につきましては、平成25年度収支決算書監査であります。7月2日、平成26年度営農の門出励ましの会・農業青年全体研修会が、16時から西之表市で開催され会長・局長が出席しております。新規就農者は13人で、内、南種子町は4人ということになります。7月3日、県農業委員会職員協議会第59回定期総会・研修会が13時30分から鹿児島市で開催され、局長・農地振興係が出席しております。内容につきましては農地法の一部改正に対応した農地の利用状況、意向確認調査と農地台帳整備についてでありま

す。7月4日、平成26年度情報事業普及対策会議が9時30分から鹿児島市で開催され、農地振興係が出席しております。内容につきましては、農家への情報提供、全国農業新聞・全国農業図書の普及拡大であります。7月7日、種子島農業公社平成26年度第1回幹事会が10時30分から中種子町で開催され、局長が出席しております。内容につきましては平成25年度事業実績報告及び収支決算であります。同日、13時30分から現地調査、町内です。出席者については会長、西園農地部長、石堂・古市・小脇又男・中里委員・事務局であります。内容につきましては、3条・奨励金・現況確認・農地パトロールであります。7月8日、平成26年度熊毛地域農政関係各種幹事会が10時から西之表市で開催され、局長が出席しております。内容は備考をお目通しください。7月9日、南種子町新規認定農業者認定式が9時から町長室で開催され、会長・局長が出席しております。今回新規で5人の方でありまして、この方々に認定証を交付したということです。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 疑義については、その後開催される全員協議会で取り上げたいと思えます。

日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成22年度第5号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更（使用貸借権1件）について承認を求めるものでございます。資料2ページをお開きください。番号1は、平成22年度第5号にて承認された、平成22年9月30日付け公告の一部変更に関する、貸す人；A、借りる人；Bの1件であります。資料3ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

個別の資料につきましては、5ページに添付してありますので、お目通しのほうをお願いいたします。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 どなたか質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

（「はい。」の声あり）

議 長 はい。

12 番委員 合意解約ということでここに出ておりますが、引き渡し時期が平成26

年4月1日ということですが、26年4月1日は過ぎていますよね。したとき、この中ではCさんへということが出ておりますが、ここら辺りについてはどのような対応を、Cさんが耕作をされているのか、どのようなことなのかということですか。

議 長 はい。事務局。

事務局 引き渡し時期については、平成26年4月1日ということで、本人より確認がとれているところでございますが、この後の2号議案のほうに、Aさんと、Cさんの利用権設定の分が整理番号2番で出てきます。本人に確認したところなんですけど、4月にはもうCさんのほうに、作付のほうを依頼していたということで、今回本人がその申請を行っていなかったということもありまして、今回の合意解約の申請に至った訳でございます。

12番委員 はい。分かりました。

議 長 はい。よろしいですか。他にないですか。

議 長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第35号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成26年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権7件・使用貸借権1件・所有権移転1件を定めたいので、承認を求めるものです。資料は9ページをお開きください。農用地利用集積計画 賃貸借権7件・整理番号1番から7番まででございます。使用貸借権については整理番号8番です。内容について、説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）での内容を説明】

利用権設定を受ける者は経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、2号議案について承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・D、譲受人・E 外3件を議題とします。事務局から議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。30 ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が4件です。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、32 ページからの別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番については、私が担当地区委員ですので、説明申し上げます。

8番委員 整理番号1番。DからEへ所有権の移転でございますけども、Eくんのお父さんの代に、Dさんから買って〇〇□□を耕作しておったんですけど、お父さんが亡くなって、それからお母さんのFさんという方なんですけど、地籍調査が□□に入った時に、この土地はDさんの土地であるということが分かりまして、それから地籍が入って何年になるか分かりませんが、今回名義整理をするということで、Dさんをお願いしたところ、Dさんも分かってくれて今回、名義整理でDさんからEさんに所有権の移転をするということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 整理番号2番。小脇又男委員。

6番委員 はい。えっとGさんとHさんとは親子でございます。年次的に少しずつ息子のほうに名義を変えていくということで、以前にも1回贈与をして、今回が2回目になるようでございます。今後ともこういう風にして、定期的にはやっていくということでございますので、最終的には後継者に渡っていくということでございます。場所的には〇〇の□□のアパートの裏と、それから田んぼは□□の港の近くにございます。よろしく願いをいたします。

議長 整理番号3番、4番。西園委員。

12番委員 はい。名前を呼ばれましたので私のほうで、担当は小山君であります。えっと、当日欠席でしたので、3番のI君につきましては、共有地を分割

しておりました、3月31日までに変更しなければという集落の決議が出ておりますので、名義整理ということです。

それから、4番のJさんについても名義整理であります、この土地につきましては3人による交換ということです。集落のゲートボール場を作る際に交換しておりました、これを集落が名義変更していないということで覚書がなされておりましたが、その中で入会林野の段階ですということとで手続き等をやっておりました、ここにあのK 外2名となっております、地籍で安く挙げるということで、その入会では名義を入れるだけの、外に渡す人でK 外2名となっております、ここは外3名ということになります。Jさんもおりました、地籍調査の折りに、当時の公民館の役員さん方に総会をして欲しいということをお願いしましたが、当時の役員さんがそれを聞き入れていただけなくて、このような感じでということです。総会の中におれば地籍調査の中で、Jさんが一々こういう面倒な手続きをしなくて済んだことですので、ご理解方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議 長 はい。

6番委員 はい。この整理番号3番のK 外2名については、2名でいいですか。
（「はい。」の声あり）

12番委員 はい。もう一つ付け加えておきます。このJさんのところは分割して、Iが代表者となっております。ここは4名になります。J君も入りますので、外3名ということになります。地籍調査でいえば無効というような、ちょっとややこしいような調査ですので。

議 長 その、中身について何かありますか。

議 長 小山委員、何かありますか。
（「懇談に入ってください。」の声あり）

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。他に何かありますか。ありませんね。
（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第18条第1項の規定による解約について、貸人 L、借人 Mを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号 農地法第18条第1項の規定による解約について、資料を読み上げます。41ページをお開きください。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

資料に関しましては42ページから添付をしていますので、お目通しをよろしく願います。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、古市委員。

11番委員 整理番号1番。LさんとMさん、去年の10月頃から畑のことで、去年安納いもを作ったけど、全然収穫も出来んしなって、草は蔽って荒れ果てちよって。それで去年の10月も来て現地調査も行き、そして12月も又、Lさんのほうから今度はビニール、カライモの後にそのままビニールを積んどって、それが風に吹かれて防風林に散らばっていると。それを片付けるようにということで、まあMさんには後を片付けるように言ったんですけど、本人としては全然やる気が無いような感じで、そうしたら1月にトラクターを持っていたんですけど、それを転売してトラクターも無くて、畑は荒れ放題ということで、もうLさんのほうも何とか元に返してもらいたいということを希望していました。そうしているうちに、いつの間にか行方不明になって、夜いないということになって、それから連絡がつかない状況です。以上です。

議長 整理番号2番、石堂委員。

10番委員 はい。Mさんが□□からいらして最初の頃は、非常に良かったんですけども、私はまだ〇〇に住んでいるとばかり思っていました。それで今回この案件が出た時に、まあ□□に帰ったということを知って、見て知った訳ですけども、現地に行ってみますと、一筆はMさんが借りている頃から山だったそうです。それで全然畑には出来ない状態で、後の2筆については、〇〇集落の好意によって耕作されております。農地としては利用されておりますので、我々の農業委員の仕事としては良いと思うんですけど、Mさん自身については、本当に連絡もつかない状態です。

我々は農地を有効的に利用出来れば良いのかなと思いますので、後は今、現在の〇〇集落の方が作ってますので、後もって使用貸借のそれを結ぶなり、なんなりした方が良いのかなという考えを持っています。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議長 はい。小山委員。

5番委員 はい。私たちが23年4月の時にこの件については決裁でやったと思う

んですが、Mさんって、何処に住んでいる人かな。〇〇に宅地を借りてたはず。住んでいる場所は…。

10 番委員 あ、□□からいらしたんです。まず初めに。〇〇に家を借りまして、住んでおりました。で正直言いますと、〇〇集落から追い出されたような感じで、あまり良くなかったみたいで、それで〇〇のほうに、Lさんの家を借りてたと思います。〇〇に住んでいて、それで無農薬を中心に安納いもを作っていたようですけど、ほとんどが採れていないと思います。

議 長 はい。懇談に入りましょうか。懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。本題に戻ります。質疑はありませんか。ありませんね。
（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第7、議案第5号 農地流動化交付申請について、申請人・N 外3件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。47ページをお開きください。議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

【議案第5号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
（「ありません。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第6号 南種子町農業委員会規程の一部改正について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。局長。

事 務 局 はい。資料は48ページになります。議案第6号を説明する前に、資料51ページ・52ページの南種子町農業委員会規程というのがあります。その中で52ページ目の（議決事項）の（13）委員会の規則、規程等の制定、改廃に関する事。というのが慣例にあります。それでは資料48ページに

戻ってください。

議案第六号 南種子町農業委員会規程の一部改正について、南種子町農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。よって、南種子町農業委員会規程第七条第一項第十三号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。

資料四十九ページ、南種子町農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布するというので、(議決事項)第七条中の変更点になります。内容等については、五十ページの新旧対照表にて説明をいたします。

第七条の第十五項以降の右側が改正前、左側が改正後ということで、改正後はアンダーラインが入っています。(十六)南種子町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領に関すること。(十七)南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱に関すること。(十八)農地基本台帳点検等実施規程に関すること。この三つの項を追加して改正するものであります。

ここの規程につきましては、平成 26 年八月一日から施行するというごとの提案になります。ご審議方よろしく願いいたします。資料については五十一・五十二ページにて現行の規程を挙げたところでありますので、ご参考によりお願いいたします。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第六号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第六号については原案どおり決定いたしました。

議長 長 日程第九、議案第七号 南種子町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。局長。

事務局 長 はい。資料は五十三ページになります。議案第七号。議案第七号につきましては、平成 26 年度農地法一部改正に伴う議案の提案になります。南種子町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部についてであります。

南種子町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領を別紙のとおり制定する。よって、南種子町農業委員会規程第七条第一項第十六号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。

資料五十四・五十五ページについては改正点等の告示関係の資料になりますので後もって説明をします。それでは五十

六ページから新旧対照表について説明をしていきます。五十六ページ、第三条の(実施の対象及び内容)、右のほうについては改正前、左側が改正後ということになります。第三条の中のアンダーラインが入ってます、また、本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、町職員や農業団体等とも協力して実施する。で、下のほうの(一) 遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)

五十七ページ、(七) 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認、で、第六条(調査結果の整理等)についての、第六条第一項について、(一) 遊休農地については、農地法第三十二条以下に基づく
①農地所有者等への利用意向調査の実施、②(農地中間管理事業を利用する意思がある者について)農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果(経過)を農地台帳に記載する。

(二) 違反転用用地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行う。(三) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第三十六条の規定により農地中間管理権の取得に関する協議の勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。(四) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理し、農地台帳からは削除する。(広報) 第七条 事前に農地パトロール(利用状況調査)を実施する旨を農業委員会だよりや広報誌等で周知し、対外的なPRに努める。

資料の五十九・六十ページにつきましては、実施要領の原本を載せたところであり、五十四・五十五のところの改正点の説明は以上であります、ここの改正する要領につきましては、平成 26 年八月一日から施行するということで要領を施行する提案です。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
議 (「はい。」の声あり)
議 長 はい。小脇委員。

小脇 又男 委員

はい。五十六ページだけど、第三条、追加に「本調査は荒廃農地調査も兼ねている」と書いてあるのですが、ここにも農業団体は出てくるんだよね。農業団体はその上に入っているから二回も入れる必要があるのかな。三条の最初にも農業団体等の協力を得て実施すると書いてあり、追加したのにも農業団体等とも協力して実施するともう一回入っているからここは変えた方がいいんじゃないかな。

議 事 務 局 長

事務局。
この利用状況調査関係について、五十六ページの左側の方の第三条の三段目に農業団体の協力を、ということで入っていますが、下の方の下線のところに入っているとこと二重ということですが、ここについては県の要綱の中の指針をそのまま照らし合わせて出したところですが、ここの中に荒廃農地調査も兼ねているという文面関係を上手く入れられるかということで考えて出したところですが、県の要綱に準じて写し変えたのが事務局の提案というところ。中身的には上の方は農地パトロールの農業団体からの協力、今回提案している下線の所については、荒廃農地の調査についても、町職員からの、農業団体からの協力ということで念を押しした形になっています。一応このまま提案をさせてもらって修正についてもまた、新体制で協議をさせていただきたいと思います。一応今回の提案関係について、新旧対照表が見にくいということがありましたので、今後このような形がないように比較がしやすいように修正をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議 事 務 局 長

他に質問等はないでしょうか。西園委員。
簡単なことなのですが、カギかこの納税猶予適用農地というの、ここらあたりは普通の農業委員はどうやって納税猶予適用農地というのを判断するのか、この土地であるというのが各担当農業委員等が把握できるのかできないのか。

議 事 務 局 長

判る範囲で説明させていただきます。納税猶予の適用農地について、事務局の方についても納税猶予関係の適用農地ということ自体が示されておりませんから、今後こうゆうことが転用関係の指導関係等については簡素化されてきた農地改正法になってきていますので、そのような情報を農業委員に提供をなさうということが出てきたらまた税務課を通じ、農業委員会で判断をして各農業委員の方に情報提供をしなければいけないということが出てきております。今、現段階ではそのような情報関係は事務局の方へは来ておりません。

西園委員 長 分かりました。

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。他にありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第七号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。原案どおり決定いたします。議案第七号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第十、議案第八号 南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱の一部改正について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長 資料は六十一ページになります。議案第八号、南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱の一部改正についてであります。南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱を別紙の通り制定する。よって、南種子町農業委員会規程七条第一項第十七号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。六十二ページ、要綱の交付についてであります。六十三ページの新旧対照表を説明します。右側が改正前、左側が改正後ということで、アンダーラインの変わったところのみを説明します。改正後の第六条、農業委員会は、会長が委嘱した調査員の身分証明書を発行し、調査員が職務を遂行する際、常に携帯させるものとする。ということとあります。すみません、第一条中の農地利用状況調査協力員の農地ということで、第一条と第六条の改正を求めるものであります。六十二ページにかえってもらいまして、この要領については平成26年八月一日から施行するものであるということとあります。一部規定となっておりますので、要綱と主性をお願いします。以上で議案の説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第八号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。賛成多数でありますので、原案どおり決定いたします。議案第八号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第十一、議案第九号 農地基本台帳点検等実施規定の一部改

正について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長 資料六十六ページ、議案第九号 農地基本台帳点検等実施規定を別紙のとおり制定する。よって、南種子町農業委員会規程七条第一項第十八号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。六十七ページについては、一部改正する規定を交付する要綱であります。六十八ページをお開きください。南種子町農地利用状況調査協力員設置要綱の一部規定の新旧対照表になります。農地基本台帳の点検等の実施規定であります。第三条の定期的な点検等の実施等で、第三条の第四項の部分の下線が入ってます、第三十二条及び第三十三条、それと、農地の利用意向調査の一部改正ということになります。六十七ページに、この不足分の規定については、平成 26 年八月一日から施行するということになります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。事務局。
事務局 長 六十八ページの見出しについては、農地基本台帳点検等実施規定に正しくはなりませんので、後ほど修正させていただきます。

議 長 六十八ページです。題が農地利用上調査協力員となっておりますが、正しくは農地基本台帳点検実施規定、ということでもあります。よろしいですね。

議 長 異議がないようですので、議案第九号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第九号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。